

## 令和6年度 第1回 美瑛町地域自立支援協議会議事録

と き 令和6年8月7日 午後6時00分～7時30分  
ところ 美瑛町役場1階第1会議室  
出席者 委員（森居、三宅、村上、安部、三田村、岩井、  
竹川）  
事務局（鎌田、藤本、石澤、大高）

### 1 開 会

- ・課長挨拶
- ・自己紹介

### 2 議 題

#### (1) 会長・副会長の互選について

- ・会長、副会長を互選により決定。
- ・会長挨拶

#### (2) 令和6年度美瑛町地域自立支援協議会の活動予定について

##### 第8回スポーツ交流会について【資料1】

- ・事務局より、資料1に基づいて説明。

(会長)

ボール渡しリレーからボッチャに種目を変更することにつきまして、皆様からご意見やご質問はございますでしょうか。

・・・意見及び質問なし・・・

(会長)

よろしいでしょうか。では、スポーツ交流会は、12月6日の13時からで種目もボッチャに変更したいと思います。

#### (3) 第3次美瑛町障がい者福祉計画に係るアンケート調査結果について【資料2】

- ・事務局より、資料2に基づいて説明。

(会長)

アンケートの調査結果につきまして、委員の皆様からご意見いただけたらと思います。

・・・意見なし・・・

(会長)

では、計画を作成するにあたり、今後何かご意見がありましたらお願いします。

#### (4) 条例（素案）について【資料3】

- ・事務局より、資料3に基づいて説明。

(会長)

皆様の方からご意見、ご質問があれば発言をお願いします。

(A委員)

資料を読ませていただいて危険だと思ったのは、手話が言語だということがうやむやになっていると感じました。手話が言語だということが何を意味するのかを理解しないまま素案を作ってしまうと、手話を言語として必要とする聞こえない人たちのための手話言語条例にならないと思いました。手話が言語であるということを全面に出して欲しいと思いました。コミュニケーション手段を考えたときに手話だけにこだわることは私も違うと思います。状況によって手話が難しい時は、他の方法でという考えなら良いけど、最初から手話が言語だという事をうやむやにしてコミュニケーションをなんでもありという風になって欲しくないです。

(B委員)

聞こえる人にとっては、手話が言語だということの理解が足りないなどA委員の話聞いて思いましたし、この条例があることによって、聞こえる人にとっても理解できるような条例になれば良いと思いました。

(C委員)

コミュニケーション手段には手話だけではなく、色々なものがあると思います。その中で手話がでてくるということはコミュニケーションの中の手話を目的とした条例を作っているようなイメージだったので、手話の条例として作った方がよいと思いました。

(D委員)

コミュニケーションは、色々な方法があるということで手話だけに限らずということも大事だと思いました。

(E委員)

手話が言語だということを全面に出した方が良いのかなと思いました。

(F委員)

手話が言語化されていない、手話を軽んじられた体験というのはどのような場面なのかわからないので、教えていただいて考えたいと思いました。

(会長)

手話言語条例で1つ作れば収まるのか。その後にコミュニケーション手段について作るべきなのか多く悩んできました。私たちは、あくまでも意見を述べて、事務局でまとめて素案にしていますので、条例を1つにするのか別にするのかは事務局に判断を委ねて良いと思います。

(A委員)

条例検討部会が立ち上がる前から手話言語条例の内容が難しいことはわかっていたので、手話について知識がある方の力を借りて作った方がよいということを2年前からお話させていただきました。手話が詳しい人、数人からお

話を聞いて作ったほうが良いと思います。

(事務局)

先ほど、F委員からのご質問がありましたので、A委員の方からご発言いただけたらなと思います。

(A委員)

聞こえる人たちが覚える手話は日本語対応手話というもので、聞こえない人が使う手話は日本手話という日本語とは別の文法で言語として手話を使っています。例えば、聞こえる人は、7時10分前に集まりましょうと言われてたらニュアンスで理解できるが、聞こえない人は、言葉をそのまま受け止めるので、7時8分だと思って集合したら遅れたことに怒られます。日本人は言葉を遠回しに言うことがよくあるので、言葉では「いいよ」と言うけれど、言葉の抑揚などで判断して「いいよ」と言っているがやめた方がいいかなという判断ができるが、聞こえない人はニュアンスや抑揚がわからないので、素直に受け止めて「いい」と思ってしまい、場の雰囲気を読んでいないと思われることがあります。

(事務局)

事務局の方で、北海道ろうあ連盟や旭川ろうあ協会の方にご意見をいただき、また、手話に関わる資料などを読む中で手話言語とコミュニケーションが全く違うということは理解してきているつもりです。手話言語条例のみで条例を作るとなった時に、議会の方で議決されないと条例が制定されないため、議員の皆様を理解してもらわないといけません。A委員の方で開催されている手話に関するイベントなどで、手話についての普及啓発活動をしていただいております。少しずつ手話についても理解が広がっているとは思いますが、美瑛町にもともと手話についての土台となるものがあつたわけではないため、町民の皆様到手話について理解してもらおうとなると、コミュニケーション手段の内容を含めた条例を作り、まずは知ってもらうことが大事だと思います。条例制定後、手話言語だけの条例が必要だよねという意見があれば、条例の改正や廃止等も制度上はできますので、検討していくことも可能だと思います。

いただいたご意見も丁寧に考えながら条例案を作成したいと考えており、この条例は1つのきっかけになる条例であり、「平等でお互いの価値を認め、多様な個性を尊重し、人に優しく安心して暮らせる美瑛町」を目指していますので、まずは、町民の皆様そこに理解していただくということを考えて作成しました。今後も足りないところを詳しい方にご意見をいただきながら素案を作成したいと思います。

## (5) その他

### 協議会内の情報共有の方法について【資料4（当日配布）】

- ・事務局より、資料4に基づいて説明。

### 3 閉 会

- ・ 会長挨拶